

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会検討結果

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第1回）検討結果

検討項目	例示及び基本構想案
(1)まちづくり参画の権利	<p>【例示】 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>【基本構想原案】 まちづくりの主体は市民であり、全ての市民はまちづくりに参画する権利があることを規定する。</p> <p>【基本構想案】 まちづくりの主体は市民であり、全ての市民はまちづくりに参画する権利があることを規定する。</p>
(2)まちづくりに関する自治体の責務	<p>【例示】 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 まちづくりは、自主性・自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めるとともに外国人、若年者、女性、障害者などへの配慮を市の責務として規定する。 行政運営のマネジメントサイクルについて、それぞれの段階における市民参画について規定する。</p> <p>【基本構想案】 まちづくりは、自主性・自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めるとともに、<u>国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務として規定する。</u> <u>市は、行政運営の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならないことを規定する。</u></p>
(3)まちづくりに関する市民の責務	<p>【例示】 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、自ら考え、互いの意見を理解し尊重しながら責任ある行動により、まちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>【基本構想原案】 市民も議会や市とともにまちづくりの主体であることを自覚し、お互いの存在や価値観を認め合いながら自らの発言や行動に責任を持って、積極的にまちづくりの推進に関わらなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、お互いの存在や価値観を認め合いながら自らの発言を含む行動に責任を持って、積極的にまちづくりの推進に関わらなければならないこと並びにまちづくりに参画する権利の行使に当たり、<u>公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮すべきことを規定する。</u></p>

検討項目	例示及び基本構想案
(4)参画と協働の原則	<p>【例示】 市民及び市は、第 条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。</p> <p>【基本構想原案】 市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合い、まちづくりに取り組むことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組むことを規定する。</p>

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第2回）検討結果

検討項目	例示及び基本構想案
(1) 計画策定段階の原則	<p>【例示】 市は、市の将来や市民生活に係る重要なまちづくりの施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。</p> <p>【基本構想原案】 市は、重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行う場合は、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表する旨を規定する。</p> <p>【基本構想案】 市は、重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行うに当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表することを規定する。</p>
(2) 計画策定手続き	<p>【例示】 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 計画策定段階における市民への意見聴取の方法としてパブリックコメントやアンケート調査、公聴会等の方法によることとともに、提示された意見に対する回答及び公表すべき原則を規定する。</p> <p>【基本構想案】 計画策定段階における市民への意見聴取の方法として意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度やアンケート調査、公聴会等の方法によることとともに、提示された意見に対する回答及び公表すべき原則を規定する。</p>
(3) 審議会等への参加・公開	<p>【例示】 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 市が設置する審議会等の委員の選任に当たっては、中立性の確保及び原則として市民公募委員を設けることを規定する。 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない旨規定する。</p> <p>【基本構想案】 市が設置する審議会等の委員の選任に当たっては、<u>地域、性別、年齢、国籍等に配慮すること及び原則として市民公募委員を設けること</u>を規定する。 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならないことを規定する。</p>

検討項目	例示及び基本構想案
<p>(4)市民自治定義・原則</p> <p>下線部分は第3回地域コミュニティ部会での検討結果</p>	<p>【例示】 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。 市民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア、NPO等の市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。</p> <p>【基本構想原案】 共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動を市民自治とする定義を規定する。 自治会やボランティア・NPO等の市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者とともに、まちづくり活動に積極的に参加する個人も市民自治活動の主体であることを規定する。</p> <p>【基本構想案】 <u>市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動であることを規定する。</u> <u>市民自治活動の主体は、自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者とともに、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれることを規定する。</u></p>

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第3回）検討結果

検討項目	例示及び基本構想案
(1)市民自治に関する自治体の役割	<p>【例示】 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重するとともに、非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。</p> <p>【基本構想原案】 市は、市民自治活動を尊重すること並びに非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に必要なに応じて支援することを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市は、市民自治活動を尊重すること並びに自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に必要なに応じて支援することを規定する。</p>
(2)市民自治に関する市民の役割	<p>【例示】 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するとともに、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めるものとする。</p> <p>【基本構想原案】 市民の努力義務として、市民自治活動の重要性の認識、市民自治活動への参加及び市民自治活動を行う団体等への支援について規定する。</p> <p>【基本構想案】 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、市民自治活動に参加すること及び市民自治活動を行う団体等に支援するよう努力すべきことを規定する。</p>
(3)他自治体住民との連携	<p>【例示】 市民及び市は、市外の人々と交流・連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。</p> <p>【基本構想原案】 市民及び市は、市外の人々と交流・連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めることを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市民及び市は、市外の人々と交流・連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるべきことを規定する。</p>

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会(第4回)検討結果

検討項目	例示及び基本構想案
(1)市民自治協議会等	<p>【例示】 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において市民自治活動を行う組織を設置することができる。 市民自治活動を行う組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。 市は、市民自治活動を行う組織の活動に対して必要な支援を行うことができる。 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、市民自治活動を行う組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。 市は、事務事業の一部を市民自治活動を行う組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。 前各項に関することは、別に定める。</p> <p>【基本構想原案】 一定のまとまりのある地域における市民自治活動を行う組織に関して、当該組織の設置や責務及び当該組織に対する市の関わりを規定する。</p> <p>【基本構想案】 一定のまとまりのある地域において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織に関して、別に定めるところにより、当該組織を設置できること及びその責務並びに当該組織に対する配慮及び支援等の市の関わりを規定する。</p>
(2)市民投票原則	<p>【例示】 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。</p> <p>【基本構想原案】 市長は、市政に関わる重要事項について、市民投票の制度を設けることができることを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市長は、市政に関わる重要事項について、市民投票の制度を設けることができることを規定する。</p>

検討項目	例示及び基本構想案
(3) 市民投票要件	<p>【例示】 市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。 市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。この場合において議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮しなければならない。 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 市民の市民投票請求権、議会及び市長の市民投票発議権を規定する。 市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めること並びに市長は、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市民の市民投票請求権、議会及び市長の市民投票発議権を規定する。 市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めること並びに市長は、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならないことを規定する。</p>